



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2022
1.25
no.170

Report

子どもの権利条約ネットワーク、30年のあゆみとこれから

子どもの権利条約ネットワーク事務局長
林 大介

1

第20回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

① 2019年度「日本語を母国語としない親子のための
多言語高校進学ガイダンス」報告

実行委員長 角田 仁

8

② 「オルタボイス交流会 2019 春」
(神奈川県外国につながる生徒・若者交流会)の報告

NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋 徹

13

③ 福島のひとり親家庭の子どもたちとの合宿交流活動「サマーレスパイト」

東洋大学社会学部 森田明美ゼミ

17

④ 「子ども・若者たちが踏み出した一歩」2019年 活動報告

一般社団法人 東日本大震災 子ども・若者支援センター

23

⑤ 第122回!! 8月7日開催のかすかべ子ども食堂ひなた夏休み 報告

NPO法人地域子ども共育ステーションハッピーサークルサイクル
かすかべ子ども食堂ひなた 猪狩 氷青

28

World trends

Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2021.8~2021.11)

ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二

31

Information

婚外子差別にNO!電話相談・2022

42



子どもの権利条約ネットワーク、 30年のあゆみとこれから

子どもの権利条約ネットワーク事務局長
林 大介

子どもの権利条約とともに歩んできた、子どもの権利条約ネットワーク

子どもの権利条約ネットワーク (NCRC) は 1991 年 11 月 17 日に設立し、今日までの 30 年間、子どもの権利条約 (条約) と子どもの権利をめぐる社会の動きとともに役割を果たしてきました。

ご存じのとおり子どもの権利条約は、1989 年 11 月の国連総会で満場一致で採択されましたが、日本政府の批准へのとりくみは芳しくありませんでした。条約が採択された 1989 年当時、条約を普及啓発すべき外務省は、この条約を「途上国の子ども向け」の条約という認識での普及 (例えば全国の各教室に 1 枚のみの「ポスター」掲出) でしかなく、文部省 (現文部科学省) は全国の教育委員会や学校に条約批准によって日本の学校が影響を受けないよう行政指導の通知 (1994 年 5 月 20 日坂元文部事務次官通知) を出しています。

このように、行政に任せると日本の子どもたちに正確に伝えられないのではないかと懸念されるなかで、憲法学者の永井憲一、弁護士の津田玄児をはじめ、喜多明人、荒牧重人などを中心に、おとなの利害をこえて子どもに正面から向き合う普及団体の設立が模索されました。

1990 年 11 月の設立準備会では、初代事務局長になった菅源太郎、ニュースレター初代編集長の平野裕二など若者が主役となり、1 年間の準備期間を経て、子どもの権利条約ネットワークは 1991 年 11 月 17 日に設立されました (代表に喜多、顧問に永井、津田が就任)。

設立直後の 1991 年～1994 年の間は、子どもの権利条約を日本が批准していない状態だったため、批准にむけた動きに対して声明や代表談話を発表するなど条約関係 NPO として社会的に発信。1994 年の条約批准後は、子どもの意見表明・参加や子ども支援にかかわる国内外の NGO/NPO のネットワークづくりに力を注ぎました。

そして設立以来、「子ども参加」「子どもとおとなのパートナーシップ」をめざして、5月の<こどもの日イベント>の企画をはじめ、子ども世代によるメディア「けいじばん?」の刊行や、チルドレンズ・エクスプレス (現在は活動休止中) との連携など、多くの試みを重ねてきました。

また NCRC の呼びかけで 1993 年から毎年行っている子どもの権利条約フォーラムは、NPO や自治体との連携をすすめ、条例づくりや子ども参加施策など地域からの子どもの権利実現に寄与し、のべ 29 回開催しています。そのほか、国連子どもの権利委員会の傍聴や「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」への協力など国際的なとりくみもすすめました。これらの情報はニュースレター『子どもの権利条約』(隔月刊のちに季刊) で広く提供しています。

学習講座のテーマから振り返る 90 年代の子どもを取り巻く課題

1995 年から始めた「子どもの権利条約 学習講座」は、子どもをめぐるさまざまな課題を条約観点から学習・意見交換する機会を提供し、2002 年から参加型学習を担うファシリテーター養成講座を、2006 年から条約を基礎から学びなおす基礎講座と展開しています。

1995 年度の学習講座は次のテーマで開催しました。(敬称略)

* 1995 年度連続学習講座「子どもたちのいま、未来と子どもの権利条約」〈全 7 回〉

- 第 1 回「動き始めた子どもたち—子どもの意見表明と参加」喜多明人
- 第 2 回「校門で立ち止まる条約—条約と教師・学校」島ノ江一彦
- 第 3 回「非行に走る子どもたち—条約と少年司法」津田玄児
- 第 4 回「子どもと親のいい関係を作る—条約と親・家庭」喜多明人
- 第 5 回「条約の実施をどう監視するか—国連『子どもの権利委員会』の活動」平野裕二
- 第 6 回「条約は子どもの現状を変えられるか—世界および日本の子どもと条約」荒牧重人
- 第 7 回「子どもと共に学ぶ条約—条約学習のすすめ」好光紀

そして、翌年度の 1996 年度の学習講座は、以下の内容でした。

* 子どもの権利条約学習講座 '96 「いかそう!子どもの権利条約」〈全 6 回〉

- 第 1 回「“いじめ” なんかけつとばせ」保坂展人、平野裕二
- 第 2 回「子どもからみた学校参加～生徒会活動から～」堀内梨江、喜多明人
- 第 3 回「養護施設の子どもの権利条約～施設の現場から～」長谷川重夫、山田由紀子
- 第 4 回「地域の遊び場づくり～プレーパークの経験から～」天野秀昭
- 第 5 回「子どもの権利は子育てから～子どもと親の権利条約～」味噌尚子
- 第 6 回「子どもの権利条約政府報告書を読む」荒牧重人

このように、当時の学習講座のタイトルを見返すと、非行、登校／不登校、いじめ、学校参加、養護施設、プレーパーク等、その当時の子どもを取り巻く社会情勢を伺うことができます。

30 年目を迎える「子どもの権利条約フォーラム」

設立 2 年後の 1993 年から毎年、子どもの権利条約ネットワークが「子どもの権利条約フォーラム(以下、フォーラム)」の開催を呼びかけ、現地実行委員会と協力のもと、全国各地で開催してきました(これまでに 29 回開催)。

フォーラムでは、以下の「趣旨・目的」のもと、条約の実施・普及や子ども支援にとりくむ個人・NGO/NPO など団体の交流、自治体との協力・連携をすすめてきています。

* 趣旨・目的

- (1) 子どもの権利条約に関連した実践の交流
- (2) 子ども同士・子どもとおとなの交流・パートナーシップ関係づくり
- (3) 行政との建設的な対話
- (4) 子どもの権利実現についての市民レベルでの検証
- (5) 子どもの権利条約の普及・広報

「子ども」と一口に言っても、遊び、居場所、不登校、障がい児、国際交流などなど、テーマは多岐にわたります。そうした個々の分野で活動をしてきている各地の団体が、「子どもの権利条約」を横串にして出会い、交流・連携することで、さらなる活動の発展につながっています。

フォーラムは毎回、現地の実行委員会の立ち上げから始まり、開催地の特色を盛り込みながら、開催をしてきています。特に、おとな中心の運営となりがちのこうしたイベントにおいて、子どもを中心とした「子ども実行委員会」を設置し、企画運営を子どもとおとながともに担って実施してきていることが特徴でもあります。その地域によって子どもを取り巻く環境や状況が異なる中、子ども参加のあり方もさまざま。一から取り組むことの大変さは常にありますが、だからこそ、フォーラム当日、そしてその後も含め、大きな成長につながっています。

*フォーラムの開催年と開催場所

第1回：子どもの権利条約フォーラム '93

1993年11月20日(土)・21日(日)(東京都千代田区)

第2回：子どもの権利条約フォーラム '94

1994年11月5日(土)・6日(日)(東京都渋谷区)

第3回：子どもの権利条約フォーラム '95

1995年11月18日(土)・19日(日)(東京都渋谷区)

第4回：子どもの権利条約フォーラム '96

1996年11月9日(土)・10日(日)(大阪府大阪市)

第5回：子どもの権利条約フォーラム '97in 神奈川

1997年11月2日(日)・3日(月・祝)(神奈川県川崎市)

第6回：子どもの権利条約フォーラム '98in ふくおか

1998年11月14日(土)・15日(日)(福岡県春日市)

第7回：子どもの権利条約フォーラム '99

1999年11月27日(土)・28日(日)(東京都渋谷区)

第8回：子どもの権利条約フォーラム 2000in 群馬

2000年11月25日(土)・26日(日)(群馬県高崎市)

第9回：子どもの権利条約フォーラム 2001in あおもり

2001年11月24日(土)・25日(日)(青森県青森市)

第10回：子どもの権利条約フォーラム 2002in ちば

2002年12月7日(土)・8日(日)(千葉県千葉市)

第11回：子どもの権利条約フォーラム 2003in かわにし

2003年12月6日(土)・7日(日)(兵庫県川西市)

第12回：子どもの権利条約フォーラム 2004 いばらき in 取手

2004年11月20日(土)・21日(日)(茨城県取手市)

第13回：子どもの権利条約フォーラム 2005in しが

2005年12月3日(土)・4日(日)(滋賀県近江八幡市)

- 第 14 回：子どもの権利条約フォーラム 2006in くまもと
2006 年 11 月 11 日(土)・12 日(日)(熊本県熊本市)
- 第 15 回：子どもの権利条約フォーラム 2007in ながの
2007 年 11 月 17 日(土)・18 日(日)(長野県諏訪市)
- 第 16 回：子どもの権利条約フォーラム 2008in みえ
2008 年 11 月 23 日(日)・24 日(月・祝)(三重県津市)
- 第 17 回：子どもの権利条約フォーラム 2009in とやま
2009 年 11 月 14 日(土)・15 日(日)(富山県富山市)
- 第 18 回：子どもの権利条約フォーラム 2010in みやぎ
2010 年 11 月 13 日(土)・14 日(日)(宮城県仙台市)
- 第 19 回：子どもの権利条約フォーラム 2011in 広島
2011 年 11 月 12 日(土)・13 日(日)(広島県広島市)
- 第 20 回：子どもの権利条約フォーラム 2012in あいち
2012 年 11 月 24 日(土)・25 日(日)(愛知県名古屋市)
- 第 21 回：子どもの権利条約フォーラム 2013
2013 年 11 月 16 日(土)・17 日(日)(東京都渋谷区)
- 第 22 回：子どもの権利条約フォーラム 2014
2014 年 4 月～2014 年 12 月 ※各地で「批准 20 周年記念」の冠名をつけて実施
2014 年 11 月 16 日(日) 批准 20 周年集会(東京都新宿区)
- 第 23 回：子どもの権利条約フォーラム 2015in いしのまき
2015 年 11 月 21 日(土)・22 日(日)(宮城県石巻市)
- 第 24 回：子どもの権利条約フォーラム 2016in 関西
2016 年 12 月 10 日(土)・11 日(日)(大阪府大阪市)
- 第 25 回：子どもの権利条約フォーラム 2017in 信州
2017 年 12 月 2 日(土)・3 日(日)(長野県茅野市)
- 第 26 回：子どもの権利条約フォーラム 2018in とちぎ
2018 年 11 月 3 日(土)・4 日(日)(栃木県足利市)
- 第 27 回：子どもの権利条約フォーラム 2019
2019 年 11 月 16 日(土)・17 日(日)(東京都文京区)
- ※各地で「条約採択 30 年・批准 25 年キャンペーン」を実施



第 28 回：子どもの権利条約フォーラム 2020in 南砺

2020 年 11 月 14 日(土)・15 日(日)(富山県南砺市)

第 29 回：子どもの権利条約フォーラム 2021in かわさき

2021 年 11 月 6 日(土)・7 日(日)(神奈川県川崎市)

そして、第 30 回となる 2022 年は、沖縄県で 2022 年 12 月 10 日(日)・11 日(日)に開催予定で、現在準備をすすめています。



● ニュースレター『子どもの権利条約』で情報発信

NCRC は、設立以来、ニュースレター『子どもの権利条約』（隔月刊のちに季刊）を発行し、この 30 年間で 146 号(2021 年 12 月 15 日号)を数えています。

ニュースレターでは、国・政府のとりくみ、自治体における実践、市民活動・NPO による活動報告、子どもの権利に関する書籍の紹介、各地で活動している子ども自身のとりくみ実践、国連子どもの権利委員会の傍聴記等、「子どもの権利」について、知識として学び、理解を深めるために、国内外における子どもの権利保障に対するとりくみをいち早く取り上げてきています。

このニュースレターの中で、特に好評を博したのが、99 号から 24 回連載したく市民活動の「はじめの一步」>です。この「はじめの一步」では、

- ・「市民活動」に関わる〈人〉と〈その人の経験や学び〉から、子どもの権利と市民活動についての意義を学ぶ
- ・「子どもの権利」をテーマにした活動としてつながるだけでなく、「市民活動」という点からその意義を明らかにすることで、子どもの権利に関わって活動する人の裾野を広げていくことにつなげることを目的として、さまざまな方の初めの一步にまつわる秘話や思いをとりあげてきました。

(肩書は執筆当時・敬称略)

第 1 回 天野秀昭 (プレーパークせたがや理事)

第 2 回 中島早苗 (フリー・ザ・チルドレン・ジャパン事務局長)

第 3 回 保坂展人 (ジャーナリスト・前衆議院議員)

第 4 回 奥地圭子 (NPO 法人東京シューレ)

第 5 回 明橋大二 (NPO 法人子どもの権利支援センター『ぱれっと』)

第 6 回 西野博之 (NPO 法人「フリースペースたまりば」理事長)

第 7 回 中村桃子 (子どものまち・ミニさくら)

第 8 回 甲斐田万智子 (認定 NPO 法人国際子ども権利センター代表理事)

- 第 9 回 大河内秀人 (江戸川子どもおんぶず代表)
- 第 10 回 菅源太郎 (NPO 法人 Rights 代表理事)
- 第 11 回 殿岡 翼 (全国障害学生支援センター代表)
- 第 12 回 国松祐子 (社団法人子ども情報研究センター事務局長)
- 第 13 回 坪井節子 (社会福祉法人カリヨン子どもの家理事長・弁護士)
- 第 14 回 吉峯康博 (子どもの人権研究会事務局長)
- 第 15 回 米田 修 (NPO 法人千葉こどもサポートネット副理事長)
- 第 16 回 さとうひでき (ちびすけランド共和国世話人)
- 第 17 回 岩附由香 (認定 NPO 法人 ACE 代表理事)
- 第 18 回 井上仁 (日本大学文理学部社会福祉学科 桜んぼ塾顧問)
- 第 19 回 吉田敦彦 (NPO 法人京田辺シュタイナー学校)
- 第 20 回 辻 正矩 (箕面こどもの森学園 学園長)
- 第 21 回 林 大介 (模擬選挙推進ネットワーク事務局長)
- 第 22 回 佐々木一 (札幌こどけん代表 (札幌市子どもの権利条例制定市民会議))
- 第 23 回 三宅玲子 (NPO 法人子ども NPO センター福岡副代表)
- 第 24 回 喜多明人 (子どもの権利条約ネットワーク代表)

そうしたなか、2019 年が子どもの権利条約成立 30 年、日本の条約批准 25 年となり、そして 2021 年が NCRC 設立 30 年という節目となったことから、子どもの権利条約の普及およびそこに関わる市民活動の活性化をさらに進めていきたいとの思いで、この「はじめの一步」をまとめた書籍を発行することになりました。上記執筆者に加えて、子どもの権利保障に関わっている方にも個別にお声がけさせていただき、出版の許諾を得ることができた方に、加筆を含めて、原稿をお寄せいただきました。

詳しくはこちらをご覧ください。

〈子どもの権利を保障する「市民活動のはじめの一步」出版事業〉

<http://www.ncrc.jp/archives/2021/11/information211117.html>

● 子どもの権利条約 国連採択 30 年、日本批准 25 年を経て

2019 年は、国連子どもの権利条約が採択されて 30 年、日本が批准して 25 年の節目の年でした。条約が批准されたことによって改善された面がないわけではありません。子ども虐待、いじめをはじめ、子ども・子育て等を取り巻く状況が引き続き社会的問題になっており、それら（数値や事件）をきっかけにした、国の立法制定や計画策定等（児童虐待防止法・児童福祉法の改正、いじめ防止対策法、子どもの貧困対策法、教育機会確保法等）が、この間、とりくまれています。

とはいえ、子どもを取り巻く社会・経済環境が厳しさを増し、虐待、貧困、いじめ、不登校、自殺などの社会課題が認識され、さらにここ数年の Covid-19 により、条約が掲げる権利を十分に実現するには課題がまだまだ残っています。

こうした子どもを守る／子どもを保護の対象とする法律は多数ありますが、子どもを権利の主体と

して位置づけ、その権利を保障する総合的な法律は、日本の子ども法制において基本的に存在していません。だからこそ、今、子どもの権利条約に対応し、子どもの権利の享有・行使を促進・支援するような法律が必要となっています。

そこで、これまで子どもの権利条約の普及・啓発にとりくんできた団体を中心に、日本で子どもの権利条約の理念を実現するための「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」(以下、CRC キャンペーン)が、2019年4月にスタートしました。

CRC キャンペーンは、日本の子どもに関する活動を行う団体や個人が連携して、子どもの権利の実現と普及をめざしていくムーブメントであり、「子どもの権利条約」の理念が、国、自治体、家庭などに浸透し、「子どもの最善の利益」を考え、実行できる社会をつくることを目的としています(2021年12月現在、CRC キャンペーン実行委員会は12組織、賛同団体・企業181組織、賛同個人16人で構成)。

政府としては、子ども家庭庁の創設や子ども基本法の制定に向けたとりくみも動き始めていますが、その名称含めた内容には大きな課題が内包されており、CRC キャンペーンとしても、政府・国会含めた働きかけをさらにすすめていきたいと考えています。

● 子どもを「社会の宝」にとどめず、社会の一員・構成員に

20年以上も前に環境心理学者のロジャー・ハートは「子どもたちは、直接に参画してみてはじめて、民主主義というものをしっかり理解し、自分の能力を自覚し、参画しなければいけないという責任感をもつことになる」(『子どもの参画 - コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』2000年10月、萌文社)とっています。

2022年4月1日から18歳成年時代を迎えることを踏まえ、子どもたち自身が一人の主権者としての当事者意識を持ち、主体的に社会・政治に参加することの自覚を深めることがよりいっそう不可欠となります。

子どもは単に「未来」の担い手ではなく、「いま」を生きる主体です。子ども時代固有の権利を大事にしながら、私たちおとなは、Covid-19下において、子どもに我慢を強いるのではなく、地域の一員としてきちんと子ども・若者と向き合い、子ども・若者が権利主体として生活できる環境を整えていくことを、いま一度、自覚すべき時にきています。





① 2019年度「日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス」報告

実行委員長 角田 仁

1 進学ガイダンスのこれまで

東京における「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」(以下「高校進学ガイダンス」)は、2019年で19年目を迎えた。

1980年代後半から、いわゆるニューカマーの外国人の来日と定住が年々増加する傾向が顕著になり、東日本大震災やリーマンショックなどによる一時的な停滞はあったものの、2019年の今日も続いている。

1990年における外国人の数は約98万5千人であったが、2019年度6月末時点で346万人あまりとなっている(法務省統計による。なお、統計の方法が何度か変わっているが、概数としてはおおよそ正確とみてよい)。日本国籍者の人口が減少するなかで、約3.5倍へと増加していることになる。

こうした変化の中で、学齢期の子どもたちの数もまた急増している。80年代までは、在日コリアンの子どもたちを除けば、学校現場にはほとんど外国人の子どもたちの姿はなかったが、次第に多くの学校に外国ルーツの子どもたちが在籍するようになり、今やそうした子どもたちのいない小中学校はむしろ珍しくなっていると言っても過言ではない。

しかし、日本の学校現場では経験したことのなかったこうした状況への対応は極めて遅れている。このことは1990年代から現在に至るまでそれほど変わっていない。そのため、こうした子どもたちの教育は十分に保障されているとは言いがたいのである。これらの子どもたちは日本語のハンディに加え、母国での教育内容と日本の教育内容との相違、日本の学校制度に関する理解の不足、日本の学校の受け入れ態勢の不備などが原因で、日本の学校制度からはじき出されているケースも多い。実際、正確な統計はないものの、文科省の統計(学校基本調査)から推計される「日本語指導の必要とされる児童・生徒」の高校進学率は、児童・生徒全体の進学率に比して、相当低いとみられている。

こうした状況への危機感から、教員や子どもを支援しているNPOなどの団体や支援者が中心となり、東京では2001年に初めて「高校進学ガイダンス」が開催された。以来、18年間にわたって途切れることなくガイダンスを実施してきた。

発足当初のガイダンスは開催回数も参加者も少なく、小規模なものだったが、年々参加者は膨れ上がってきたため、現在は都内各地で6回開催するまでになった。参加者数も、子どもと保護者、ボランティアや通訳を含めると、今年度は6回の延べ人数にすると700人弱に達している。主催者も最初は、ほぼ個人の有志で運営していたが、途中から都内の各地域で活動する団体で構成した実

行委員会形式を取るようになってきている。構成団体の意思疎通とガイダンスの内容の検討、問題点の抽出と改善方法の提案などのため、年3回ほど実行委員会の定期会合を持っている。構成団体および後援・協力団体については、〈別紙1〉を参照願いたい。

2 2019年度のとりのくみ

2019年度の高校進学ガイダンスは、6月23日(日)に文京(東洋大学)、7月7日(日)に武蔵野(武蔵野スイングビル)7月15日(月・祝)に品川(品川区立中小企業センター)、10月27日(日)に八王子(八王子東急スクエアビル)、11月2日(土)に新宿(新宿コズミックセンター)、11月24日(日)に大田(東京都立六郷工科高校)の6回行った。11月24日の大田ガイダンスは、もともと10月13日(日)に開催を予定していたものを、台風接近のため取りやめ、あらためて日にちを変更して開催したものである。

ガイダンスの各会場で共通に行っている内容は、多言語の通訳を介しての①日本の学校制度の説明、②東京都の高校入試の仕組みと日程の説明、③学費や奨学金についての説明、④面接の受け方(模擬面接によるロールプレイング)、⑤受験に際してのアドバイス、⑥外国につながる高校生の体験談発表、⑦高校教員や中学校教員、支援団体による個別相談である。それ以外に会場ごとの特色として、行政書士などによる在留相談、すでに高校受験を終えた保護者による体験談発表、先輩高校生を囲んでの座談会などがあり、各会場の実施団体ごとに、地域の特色を生かした工夫をしている。

19年度の参加者数については、〈別紙2〉を参照していただきたいが、19年度は大幅に参加人数が増えた。参加者総数が250人近くにのぼった文京ガイダンス(会場:東洋大学)をはじめとして、各会場で参加者が増加している。大田ガイダンスでは台風接近により日にちが延期され、これまででもっとも遅い開催となったにもかかわらず、18年度より参加者がかなり増えている。18年と比較してみると、18年が全体で689人の参加であったのに対し、19年は893人の参加と、およそ30%もの増加となっている。また国籍別では、23の国と地域から参加しており、これも18年の14の国と地域から大幅に増えている。最も多かったのは中国の233人、次いでフィリピンの137人、ネパールの57人となっているが一人や二人の参加の国も多かった。

この増加の要因について分析すると、第一に滞日外国人の増加があげられるが、それ以外にも、この進学ガイダンスへの認知度が年々増していることがあげられる。しかし、もっとも大きな要因として考えられるのは、東京都教育委員会が市区町村の教育委員会を通じてすべての公立中学校にガイダンスのお知らせを送付したことではないかと考えられる。これまでも実行委員会として各会場に中学校へのお知らせを郵送していたが、やはり行政からのお知らせの効果は非常に大きかったのではないかと推測される。

18年度より行政が一定程度ガイダンスに関わる姿勢をみせてきており、今回の中学校への情報提供はその一環であるが、今後もより積極的な協力を臨みたいところである。

3 子ども・若者の参加

近年は、ガイダンスに参加した後には高校へ進学したり、大学生・社会人になったOB・OGが積極的にスタッフとして力を貸してくれるようになってきている。多くの高校生が体験談を発表したり、通訳として関わったり、スタッフとして働くなど、活躍する機会が増えている。特に通訳として働いてくれるOB・OGは、自分たちが最近の高校受験の経験者でもあるので、的確な訳とアドバイスをしてくれる例が多く、大変力になっている。また、ガイダンス発足の時から主力メンバーとなっている「CCS/世界の子どもと手を結ぶ学生の会」や、7年前から実行委員会に加わった「東洋大学スピリット」は、いずれも大学生が自主的に運営している団体で、若者の視点から運営への貴重な意見や提案をするとともに、当日はスタッフとして運営の主たる担い手となっている。

また三年前から進学ガイダンス実行委員会も協力して年3回実施している「高校生のための進路ガイダンス」においては、19年度も高校生の主体的な活動にとりくみ、高校生自身の企画もガイダンスの中に取り入れている。

このように当事者としての子ども・若者にさらに活動に積極的に加わってもらうことにより、子どもたちの社会的な活動への契機とするとともにこのガイダンスの活動の継続と活発化を図っていきたいと考えている。

4 今後の課題

18年の国の外国人政策の大転換により、長期的な外国人人口の増加が予想されている。また、すでに2000年代より明らかになってきているところだが、来日外国人の定住化の傾向も一層進むことも予想される。定住化し、日本で生活していく外国ルーツの子どもたちの教育問題、一層深刻になってきており文部科学省などもようやくこの問題へのとりくみを本格化し始めたところである。そうした中で「高校進学ガイダンス」の役割も、さらに重要度を増していくと考えられる。

しかしながら、ガイダンスの開催に関してはこの10年ほどのあいだ、継続的に課題となっていることがある。まず何よりも運営に関わるメンバーの不足である、実行委員会は多くの団体から構成されているが、基本的にボランティアとしての参加である。ガイダンスの運営を実質的に担っている外国人支援の団体は、外国人人口の増加と問題の多様化により業務が飛躍的に増えているが、財政的な問題もあって、スタッフの増員が難しい。学校が多忙化する中で、相談とアドバイスを担当している中高の教員は、土日もクラブ活動や生徒引率などの仕事が増えており、ガイダンスで活動することが難しい。少しずつではあるが、ガイダンス参加者の中から育ってきたOB・OGがNPOでボランティアやインターンとして活動しはじめているので、彼らにガイダンスの運営にも関わってもらうようにようにしていかなければならない。

二つめには、ガイダンスの運営を支える財政問題がある。ガイダンスの運営には、他県のような行政からの財政支援がないため、完全自主財源で行っている。そのため、日常の活動においても資金が不足がちな支援団体の負担は非常に大きい。18年度はこれまで一家族三百円に抑えてきた参加費を、五百円にあげざるをえなかった。19年度は参加者の増加に対して、通訳が足りないという間

題がより深刻化した。通訳の数と質を確保するためには現在交通費のみの支給でお願いしているお礼を、もう少し差し上げられるようにしていかなければならない段階に来ている。さらに、受験制度の変化に対応するため、現在使用している「多言語進学ガイドブック」も改訂していかなければならず、支出の増加が見込まれている。今後さらに支出を抑える努力をするとともに、恒常的な寄付金や補助金を確保するなど、安定的な財源の確保を図っていくことが必要となっている。

三点めに、進学ガイダンスにとどまらず子どもの教育環境全般に対するコミットが求められているということである。私たちも、ただ高校に進学させればよいというだけではなく、進学後の子どもたちの進路保障に向けても、何らかの努力をしていかなければならないという課題が明確になってきている。例えば多くの子どもたちが不安定な在留資格しか得られず、たとえ高校を卒業しても進学や就職において極めて不利な状況に置かれているということがあげられる。さしあたってはガイダンス実行委員会として行政に働きかけていくことが必要となっていると考えている。

**添付資料 <別紙 1>ガイダンス実行委員会構成団体および後援・協力団体
<別紙 2> 2019 年度ガイダンス参加者数**

**<別紙 1>ガイダンス実行委員会構成団体および後援・協力団体
主催：後援等**

■日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス東京実行委員会がこれまでと同様に、主催・実施をしている。実行委員会は、各地域の支援団体等から構成されている。

構成団体：多文化共生センター東京
武蔵野市国際交流協会
八王子国際協会
CCS/ 世界の子どもと手をつなぐ学生の会
CTIC/ カトリック東京国際センター
IWC/ 国際市民の会
OCNet/ 外国人と共に生きる大田市民ネットワーク
レガートおおた
青少年自立援助センター
西東京市多文化共生センター
東洋大学 SPIRIT
新宿未来創造財団
多文化共生教育研究会

■後援 東京都教育委員会
東京学芸大学国際教育センター 他

■賛同・協力団体
東京都高等学校教職員組合
東京都公立学校教職員組合

<別紙 2> 2019 年度ガイダンス参加者数

地域	子ども	家族等付き添い	見学者	スタッフ	参加者数
文京	81	95	24	43	243
武蔵野	54	85	8	49	196
品川	26	23	10	47	106
八王子	25	24	4	50	103
新宿	37	42	22	46	147
大田	22	20	6	50	98
計	245	289	74	285	893





②「オルタボイス交流会2019」

(神奈川県 外国につながる生徒・若者交流会)の報告

NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋 徹

オルタボイス交流会 2019 春は、6月8日(土)に、横浜市立横浜総合高等学校で行われました。

1 参加者数

生徒 23 人 OBOG 7 人 引率スタッフ 22 人 合計 52 人

<学校別> 9 校

鶴見総合 6 人 座間総合 5 人 みなと総合 3 人 大和南 2 人 横浜清陵 2 人
湘南定時 2 人 橋本 1 人 平塚商業 1 人 横浜吉田中 1 人

<ルーツ別> 11 カ国

フィリピン 6 人 中国 5 人 日本 4 人 スリランカ 1 人 パキスタン 1 人
ネパール 1 人 ベトナム 1 人 ペルー 1 人 ナイジェリアとイギリス 1 人
フィリピンとスリランカ 1 人 ボリビアと日本 1 人

2 内容

1) アイスブレイキング 30 分

- ①バースデーライン 言葉を使わずに誕生日順に並び、自己紹介。
- ②仲間さがし 声をかけあいながら仲間を捜して集まる。
 - ❶好きな季節は？
 - ❷好きな動物は？
 - ❸好きな映画のジャンルは？
 - ❹つながりのある国は？

2) 班別対抗ゲーム 30 分

- ①フラフープ送り(班全員が手をつなぎ、フラフープを通していく)
- ②ジェスチャーゲーム

3) 話し合い 4つの班に分かれる 50 分

★各自の自己紹介国名(ルーツ) 学校名 名前

★話し合いのテーマ

- ①学校の中で楽しいこと、嫌なこと
- ②日本に来て驚いたこと、面白いと思ったこと
- ③今自分が困っていること、外国につながる生徒たちが困っていること
- ④その解決策・どうすればよいか
- ⑤将来の夢

4) 班ごとに全体発表 20 分

3 成果と課題

- ・ 昨年より参加者は減ったが、落ち着いて論議ができた。
- ・ 遅刻もほとんどなく、運営がスムーズにできた。
- ・ 参加した生徒たちの満足度は高かった。いくつか感想を紹介する。

「初めての交流会で不安もあったけど、みんなと楽しくゲームしたり、国の話を聞いたりしてすごいおもしろかったです。」

「改めて自分と同じようにいろんな国との関わりがある人と話したり遊んだりできて良かったと思う。日本で過ごしてきて、いい経験とかみんなの目標も聞けて良い経験になりました。」

「いろいろな人の、外国人ならではの意見、悩みを聞いて、自分の知らないことに気づけてよかった。この気づいたことを、今後、色んな形でいかすことができたらいいです。」

- ・ 学校に居場所がない生徒に居場所をつくらうというのが、このイベントをはじめた当初の目的だが、本当にこういう場を必要としている生徒になかなか情報が届かない。どうすればそういう生徒にこの場に来てもらえるかが課題である。

「オルタボイスキャンプ 2019」(神奈川県 外国につながる生徒・若者交流会 2019 秋)

オルタボイスキャンプ 2019 秋は、11月16日(土)～17日(日)に、横浜市野島青少年研修センターで行われました。

1 参加者のまとめ

生徒 47 卒業生等 7 宿泊スタッフ 10 宿泊者計 64 人 日帰りスタッフ 10 合計 74 人

◆生徒ルーツ別内訳ルーツ 17 カ国 47 人

フィリピン 12 中国 7 日本 6 ペルー 5 ベトナム 2 スリランカ 2 パキスタン 2
ネパール 1 カンボジア 1 韓国 1 イラン 1 パラグアイ 1 ボリビア 1 バングラデシュ 1
日本・ナイジェリア 1 日本・イスラエル 1 日本・ボリビア 1 ペルー・スペイン・日本 1

◆生徒学校別内訳 13 校 47 人

座間総合関係 8 釜利谷 8 伊勢原 6 相模向陽館 4 翠嵐定 4 横浜清陵 4 湘南定 4
田奈 2 平商定 2 大和南 2 厚木清南定 1 橋本 1 横浜英和 1

2 内容

1) アイスブレーキング

①バースデーライン ②仲間さがし ③班別対抗ゲーム(スプーン送りゲーム、ジェスチャーゲーム)

2) 食事作り

①中国・水餃子 ②フィリピン・ティノーラ ③ペルー・ロモサルタード ④ペルー・カウサレジェーナ

3) 話し合い

・ スタッフ ・ 卒業生(OBOG)による朗読劇 ・ 5 班に分かれて話し合い

4) 全体会

・ 班別の発表 ・ テーマソング「希望の星」を歌う

3 成果と課題

「いろんな人の視点から差別または日本のことについて意見を聞くことができた」

(高3 フィリピン)

「いろいろな国の人と交流して、すごく楽しかった。私たちは同じ立場で生活しているから話しやすい、とても良かった」

(高2 中国)

「私はイスラエル生まれですが、すぐ日本に来たので、ほとんど日本人と同じ感覚なので、外国人が日本のことをどう思っているか分かって面白かった」 (高1 日本とイスラエル)
など、充実した話し合いができ、満足度が高い交流会だった。

- ・話し合いの導人のために行ったスタッフと卒業生による朗読劇も好評だった。
- ・調理の時に、他団体の調理台を使用するなどして抗議があり課題を残した。来年は事前指導の徹底をする必要がある。
- ・会場の予約が70人だったため、10人近い生徒を断ることになった。20年は工夫が必要である。

オルタボイス・キャンプ 2019 (神奈川県ー外国につながる生徒若者交流会 2019 秋)

2019年11月16日(土)～17日(日)



オルタボイスキャンプで出た発言（抜粋）

2 班のミーティングより

- 日本人達が無意識に差別をしている。
- 日本は団体いじめが多い。
- 周りと違う人を異端者扱いする。
- 就きたい職業につけない場合がある。

5 班のミーティングより

- 肌が黒いと犯罪者扱いされる。
- 「黒人怖い」とか「夜見えない」とか言われる。
- クラスメイトに「国に帰れ！」って言われる。
- 名前をからかわれる。
- 「知らない道に人ってくるな！」って言われた。

6 班のミーティングより

- イスラムの友だちが毎週金曜日にいなくなるのをクラスメイトはさぼっている、と思っている。
- バイトに応募するとき外国人は怖いから、ホールをするのはむずかしいと言われる。
- イラン人は、「ここ（日本）にイラン」と言われる。
- 「おい、ガイジン。何してんだよ、ここで！」と言われた。
- 歩いていたら急に「ガイジン、国に帰れ！戦争反対！って言われた。
- 日本語がわからないと思って悪口を言う。
- 外人（がいじん）と言われるのは嫌だ。「外の人」じゃない。



解決策として

- 自分から声をかける。
- 自分の国をもっと知ってもらう。
- 嫌なことは「嫌だ」と自分から相手に言う。そのままにしない。
- 交流する機会をもっと増やす。



③ 福島のみひとり親家庭の子どもたちとの 合宿交流活動「サマーレスパイト」

東洋大学社会学部森田明美ゼミ

1 サマーレスパイトについて

サマーレスパイトの活動は、福島のみひとり親家庭の子どもたちや保護者の方々と本学学生が、レスパイトの企画の段階から終了後のフィードバックの過程まで、相互に作り上げていき、それを毎年継続することに意義がある。震災直後の7月から毎年実施してきたので、今回で9回目になる。当初は東洋大学の教員や学生が企画の中心にいたが、2018年度からは、この活動を子どもたちとも共同で企画運営をしていこうということで、事前事後と福島のみ子どもたちの居場所に学生たちが通い、交流と理解を深めてきた。

この活動の根幹には、保護者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、子どもたちが大学生と活動や生活を共にすることで精神的成長を図るという目的がある。また、年に1回のレスパイトを子どもたちに楽しみにしてもらう必要がある。そのために、子どもたちがリラックスして楽しめる空間を作るということも活動の目的として挙げられる。

参加者に少しでも夏を感じてもらい、楽しい思い出となってもらえるように、スイカ割りや、花火などを行った。普段めったにできないことということもあり大変好評であり、アンケートの結果を踏まえても大成功であったため、20年も引き続き実施すべきだ。子どもたちがスイカ割りや花火をしている様子を観察していると、協調性や達成感、思いやりを感じる場面に多々遭遇した。

2泊3日という短期間ではあったが、このレスパイトの場が子どもたちにとって憩いの場であり、楽しかった、また来たいと思ってもらえるような空間を、しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島のみみなさん・東洋大学が共同で作出すことに意味があると考えます。

震災から8年が経過し街には前より明かりが灯ってきた。自分たちが予想したよりも復興は進んでいたが、所々震災の生々しい傷跡が刻まれていた。震災直後支援の形は、物理的な街の復興という形に焦点が当てられていたが、今回我々が訪れて感じたのは、現地の人々の心の支援へと変わっていることだ。そのために、現地の人々との連絡を定期的に行い、今必要としているものを教えていただくことで、私たち学生にできることは何か考える必要がある。

活動の中で培った現地の人々の関係はこれからも絶やすことなく続けていくことはもちろん、先ほど述べた心の支援に焦点を当て学生の間でも情報共有していくことが重要であると私たちは考える。

2 2019年度のサマーレスパイト

【実施日時】2019年7月20日～22日 【場所】東洋大学 鴨川セミナーハウス

【タイムスケジュール】

日にち	時間	場所	
20日	10:05	東京駅 京葉線ホーム集合	
	10:18	東京駅出発	
	11:00	蘇我駅到着	
	11:18	蘇我駅出発	
	13:09	安房鴨川駅到着	
	13:20	鴨川セミナーハウス到着	
	14:00	福島からのバス到着（子どもたちを迎えに行く）	
	14:20～14:50	はじまりの会	
	15:00～16:00	各部屋へ移動後、宿題	
	16:00～17:00	自由遊び	
	17:00～18:10	男子：男子学生入浴（男子風呂） 保護者・未就学児 入浴（女子風呂） 女子：ポスター仕上げ	
	18:10～19:00	夕食	
	19:00～19:30	花火	
		女子：入浴 男子：宿題	
	19:30～21:00	未就学児：就寝	
	21:00	就寝（1日目担当者は子どもと一緒に就寝）	
	21:00～	代表者会議	
	21日		
		6:30	起床 / 身支度
		7:15～7:30	ラジオ体操 / ラーメン体操
7:30～8:20		朝食	
8:30～9:30		宿題	
9:30～9:50		着替え・海岸集合	
9:50～10:20		レクリエーション（海岸）ビーチフラッグ	
10:20～11:20		自由遊び	
11:20～11:50		セミナーハウスに戻って着替え	
12:00～13:00		昼食	
13:00～13:30		休憩（各部屋で過ごす）	
13:40～14:30		自由遊び（海OKだが波があるため範囲を限定する）	

	14:30 ~ 15:30	スイカ割り（駐車場）
	15:40 ~ 16:40	部屋へ移動後、宿題 未就学児はお風呂に入る。
	16:40 ~ 17:50	男子：入浴（男子風呂） 未就学児・保護者：入浴（女子風呂）
	16:40 ~ 17:50	自由時間（女子学生はTシャツ作成を行う。 男子学生も入浴後にTシャツ作成）
	16:40 ~ 17:50	福島から参加の女子は談話室にて振り返りの会。 入浴が終わった福島男子・未就学児も談話室に集合
	18:00 ~ 19:00	夕食
	19:00 ~ 19:30	花火
	19:40 ~ 20:40	男子：宿題・自由遊び 女子：お風呂（班ごと）
	21:00	就寝（2日目担当者は子どもと一緒に就寝）
	21:00 ~	代表者会議
22日		
	6:30	起床
	7:15 ~ 7:30	ラジオ体操 / ラーメン体操
	7:30 ~ 8:00	朝食
	8:00 ~ 8:30	部屋の掃除・帰りの準備（荷物移動）
	8:30 ~ 9:00	アンケート記入
	9:00 ~ 9:40	また会いましょうの会
	9:40 ~ 10:20	セミナーハウス出発（バス） 福島組 子どもたちを見送る。
	10:20 ~ 11:00	学生たちによる全館片付け
	11:00 ~ 11:30	反省会（学生）
	11:30 ~ 12:00	昼食
		現地解散
	12:35	セミナーハウス出発（徒歩） 学生
	12:53	安房鴨川駅出発
	14:41	蘇我駅到着
	14:50	蘇我駅出発
	15:32	東京駅解散

3 活動風景



セミナーハウス到着後、始まりの会を行いました。3日間ペアとなる学生と子どもたちが顔を合わせ、お互いに自己紹介をしました。



部屋に荷物を置いた後、セミナーハウスの目の前の海で遊びました。この時の子どもたちはまだ少し緊張している様子でした。



海で遊んだ後は、部屋に戻ってお勉強の時間。学生と一緒に夏休みの宿題を進めていました。



待ちに待ったご飯の時間。バイキング形式なので、好きなものを食べ放題! じっくり欲張っちゃうよね。



夜ごはんの後は待ちに待った花火! ペアの学生やお友達と一緒に花火を楽しみました。



2日目の最初はお勉強。解いた問題を見てもらっています。



お勉強が終わった後、海でビーチフラッグをしました。



自由遊び①
海と言ったら恒例の光景。夢中になってお姉さんを埋めていきます。



自由遊び②
わんぱく少年が水鉄砲を持ったら、超わんぱく少年に。鬼に金棒ですね。



午後はスイカ割りの時間。
みんなの掛け声を頼りに、スイカに向かって渾身の一撃！



割れたスイカはその場で切り分けられ、みんなで美味しく頂きました。



2日目の夕食後には、子どもたちからのサプライズ！
ペアの学生に向けた手紙を書いてくれています。



3日間の子どもたちとともに仲良くなれたので、これには学生も大感激でした。



手紙を渡すときに、ちょっと恥ずかしがる子もいました。



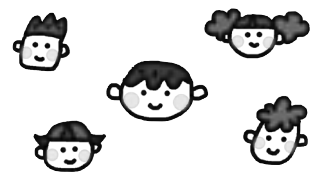
森田先生も手紙をもらってとても嬉しそうな様子。
子どもたち、学生共にとても幸せな時間でした。



2日目の夜も花火をしました。昨年は係の仕事のためペアの子と一緒に花火ができなかった学生も、一緒に花火をするという約束を果たすことができとても嬉しそうでした。



クライマックスは打ち上げ花火！
みんなドキドキしながら見つめていました。



4 感想

<子ども>

○サマーレスパイトを通しての感想

・楽しかった ・またみんなと会いたい ・学生と交流できてよかった

○サマーレスパイトで学生としたいことはありますか

・ビーチバレー ・人生ゲーム ・つり ・卓球 ・泥だんご ・ドミノ ・バスケ

○サマーレスパイトで食べたいものはありますか

・流しそうめん ・バーベキュー ・かき氷 ・お好み焼き ・アイス

<大学生>

・2年間同じ担当の子だったので去年とは違った成長した姿を見ることができてとても嬉しかったです。海と一緒に貝殻を拾ったり花火を一緒にしたりなど楽しく過ごすことができました。また、勉強を集中してやってもらうにはどうしたら良いのか、海で遊ぶときに周りを見て行動することの心がけなどを考えながら行動できました。この2年間のサマーレスパイトデイズを通して以前よりも責任感を持てるようになったと思います。

・今回初めてサマーレスパイトに参加させてもらって、たくさん子どもたちと触れ合うとても貴重な経験ができました。朝から夜まで一緒に過ごすことによって、大変なこともたくさんあったけれど、それ以上に子どもたちの笑顔をたくさん見ることができて自分も嬉しくなりました。子ども一人ひとり性格は異なりそれぞれが個性を持っていて、どんな対応をしたら良いのかなど学ぶことがたくさんありました。先輩たちのサポートにたくさん助けられ、4年生に感謝の気持ちでいっぱいです。

・18年、19年とレスパイトに参加し、担当の子の成長を感じられた事、一緒に全力で遊んだ事など、その子にとっても私にとっても多くの思い出になりました。大学生でも海に行く機会があまりない中、福島の子たちは更に少ないと思います。今回のレスパイトが学校の友達に誇れるような行事になれば…と思っています。

・初めてサマーレスパイトに参加して、子どもたちと触れ合いながら2泊3日を過ごし、楽しい思い出をたくさん作ることができました。自分の担当した子とは、最初なかなか話せなかったけど、初日やった卓球を通して、お互いアニメが好きなど、共通点を見つけられて、打ち解けることができました！子どもの方から、最後の日にありがとうって言ってもらえてとても嬉しかったです。今後もこのボランティアを続けていきたいと思いました！

・最初はあまり反応してくれなかった子どもたちとも遊ぶうちに仲良くなれて楽しかったです。特に海では皆楽しそうにしていたので良かったのですが、海に向かって走り出してしまったりと注意が必要な場面も多かったので次回はより注意をしておきたいと感じました。



④「子ども・若者たちが踏み出した一歩」

2019年 活動報告

一般社団法人 東日本大震災 子ども・若者支援センター 代表 三浦 貴裕

1 はじめに

東日本大震災から8年以上が経過した。この間、子ども・若者は、それぞれにこの震災の体験を背負い、身を削るような学びを続けている。その中には、専門的な支援に繋がった子ども・若者もいれば、支援が必要にもかかわらず、専門機関に繋がっていない子ども・若者もいる。また、彼らの中には、被災したふるさとの復興や自分たちの体験を次の世代に繋げたいと願い、活動の場を求めている若者もいる。こうした子ども・若者たちが震災を抱えながら成長し、大人になっていくためには、継続的・総合的に支援を続ける体制を緊急に構築することが求められる。

阪神淡路大震災では、20年間の支援の必要性が語られているが、さらに広域で厳しい被害を受けた東日本大震災では、それ以上の期間の支援が求められている。だが、残念ながらこれまでの子ども・若者支援に見る限り、総合的・長期的な支援体制が構築されているとはいえない。一般社団法人東日本大震災子ども・若者支援センターは、それらの子ども・若者の成長と発達を、被災体験を抱えながら成長する子どもの視点から、医療、心理、教育、福祉などの分野にわたって総合的・長期的に支援するために、第1期として「東日本大震災子ども・若者20年プロジェクト」と位置づけ、2030年までさまざまな事業を行うことを目的として立ち上げることにしたものである。

震災当時子どもだった若者たちは、友だちや家族、たくさんのおとなたちの支えを受けながら、震災ことや自分の今とこれからのことを考えている。今、そうした子ども・若者たちが新たな一歩を踏み出し始めている。

2 2019年度実施企画について

18年度はシンポジウムを実施。新たな一歩を踏み出した若者の講話や参加者を交えたワールドカフェを実施し、参加者と共にこれからについて考えを深めた。今年度は、東北に住む高校生から大学生を対象に、「働く・夢」をテーマに語り合う合宿型のイベントを企画。震災を契機に大きく変わりゆく現代社会において、自分たちの将来に不安を持ち、進路に迷うことも多い子どもや若者達。中には震災を乗り越えることができずに生活している子ども達もいる。そんな同じ境遇に立つ、子ども・若者達が集い、同じ悩みを共有し、



対話を通して未来への原動力へと変えようと19年度は実施した。

3 実施企画について

日時：2019年8月30日～9月1日（2泊3日）

場所：仙台レインボーハウス（仙台市青葉区五橋2丁目1-15）

日程

日時	1日目（8月30日）	2日目（8月31日）	3日目（9月1日）
9:00	/		ワーク③
10:00		スポーツレクリエーション	「有効な支援ってなんだろう？」
11:00			3日間の振り返り
12:00		昼食	プログラム終了
13:00	オリエンテーション 自己紹介/ アイスブレイク	講話 「震災を乗り越え活躍する若者」	/
14:00		講話振り返り/ ディスカッション	
15:00	ワーク①	ワーク②	
16:00	「人生曲線を書いてみよう」	「自分の価値観ってなんだろう？」	
17:00			
18:00		交流夕食会	

当日参加者：16人

企画協力：宮城県議会こども政策研究会、あしなが育英会、東洋大学福祉社会開発研究センター、東日本大震災子ども支援ネットワーク、NPO法人こども福祉研究所、子どもの人権連、全労済、NPO法人子どもグリーンサポートステーション、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島

4 プログラム説明

>ワーク① 「人生曲線を書いてみよう」

将来の夢、また不安や悩みなどがいつ、何をきっかけに生まれたのかを明確、可視化する為に人生曲線を活用。心のモチベーションとその当時の出来事を記入した。

>講話 「震災を乗り越え活躍する若者」

震災と向き合うことで震災をプラスに転換し、さまざまな活動をしている同世代の話を聞いた。その後のワークのマインドセットと、同世代で活躍している話を聞くことで、さまざまな価値観に触れることができた。

>ワーク② 「自分の価値観ってなんだろう？」

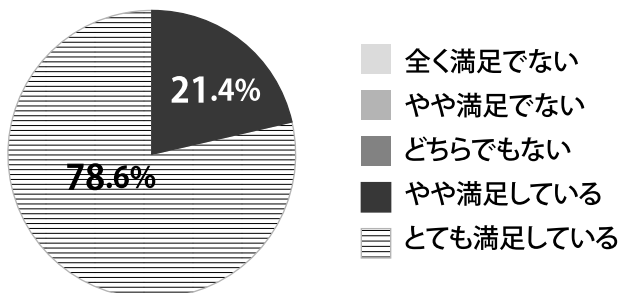
前日に記入した人生曲線を活用し、グループで共有。互いに見せ合い、質問し合うことで自分の価値観を振り返り、どのような体験をしてきたのかを振り返った。自分では気づかなかった価値観に

気づくとともに、講話を聞いたことで自分たちはこれからどうしていきたいのか。どのような将来を描いていきたいのか、自分の想いを共有し自己理解を深めた。

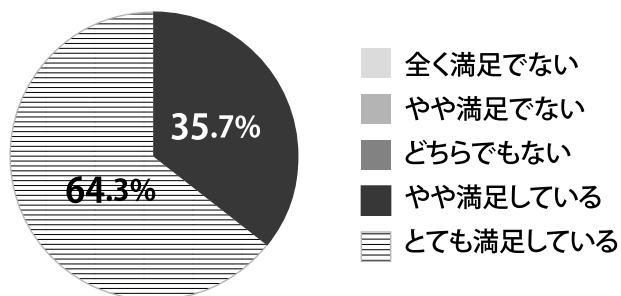


5 参加者アンケート（一部）

【図1】 プログラム満足度に関する回答者内訳を示す。ほぼすべての参加者がプログラム全体についてやや満足以上の回答をしており、約8割の参加者がプログラム全体にとっても満足していたことが分かる。



【図2】 人生曲線を用いたプログラムはいかがでしたか?に関する回答者内訳を示す。ほぼすべての参加者がプログラム全体についてやや満足以上の回答をしており、約6割の参加者がプログラム全体にとっても満足していたことが分かる。



6 参加者感想（抜粋）

● 20 歳 / 大学生

2日目のディスカッションでは、自分以外の語りを聞くことで、自分の人生曲線への気付きもあり、とても意味のあるものだったのではないかと思います。また、私は震災で直接的な被害を被ったというわけではないのですが、そうした人こそ、震災を風化させるかどうかに深く関わっているのではないかと思います。今回のワークで、将来のこと、震災のことを再び考えるきっかけにもなって良かったです。

● 20 歳 / 大学生

今まで自分たちが話すほうが多かったのですが、今回は同世代の人達の話や、いろいろな話を聞くことができたので良かったです。いつもより長い時間で話すこと以外の活動もあったり、たくさん交流することができて、仲良くなれたからこそいろいろなことを話すことができたと思います。南三陸の人達の話聞いて、将来についても考える機会になりました。人生曲線を書いて自分の人生を振り返ってみて、たくさんの支えてくれる人がいたからこそ今があるんだと思い、人とのつながりの大切さを改めて感じました。また、今まで自分が考えてきたことを振り返ることもできました。前と比べると震災についての考えも自分の中で変わっていったのかなと思いました。今回学ぶことができたこと、出会えた人達を大切にこれからも頑張っていきたいと思いました。

● 21 歳 / 大学生

さまざまな生き方、さまざまな考え方を持つ皆さんに会い、限られた時間の中で可能な限りお話ししたり一緒に活動することができた3日間はとても濃厚な日々となりました。大学生、高校生、大学の先生方、社会人の皆さん、それぞれの立場やこれまでの人生経験に基づいて、想いを伝えるために言葉を選びながら語り合う機会はなかなか体験できない空間だと思います。聞き入るお話が多くあり、とても貴重で素敵な3日間でした。参加した皆さん、企画して下さった方々に感謝です。ありがとうございました。

● 16 歳 / 高校生

改めて震災のことを考えることが出来て良かったです。これから起きて欲しくはないですが、起こった場合避難所での過ごし方など安全に子どもが気を遣わず遊べる環境を作ったり、親御さんのサポートなど誰かの力になれるよう支えられる人になろうと思えました。避難訓練などしっかり真面目に参加することが大切だと感じました。自分のこれからの生き方などこの未来ワカモノ会議で学んだことを意識し、しっかり自分で生きたいと思えます。

● 21 歳 / 大学生

実際に被災した人たち同士の話し合いでしか話せないような震災体験の共有ができ、自分の知らなかった被害や大変だったことなどを知れた。地方ごとでの学校の対応の違いであったり、問題になったこともさまざまであったため、新たに知ることが多かった。

● 19 歳 / 大学生

今回参加する前までは、私は自分がしたい職業をするべきだとずっと考えていました。しかし、今回参加したことで私たちがするべき仕事というものもあるんだと感じました。また他の人の人生をみて、ずっと真ん中のボーダーラインより上でグラフが推移している人がいて、とてもポジティブな考え方で私も真似していきたくて思いました。

● 19 歳 / 大学生

人生曲線を見ると無数の分岐点を無意識のうちに選択してきていますがこの一つひとつが今の自分を形成している。だからこれから自分が選択する、もしくは選択した行動に胸を張って誇りを持っていこうと思いました。

● 21 歳 / 大学生

まず、初日にアイスブレイクとしてカードゲーム等をしたのですが、それによって、二日目のディスカッションでもすごく話しやすくなったのではないかとおもいます。また、二日目のディスカッションでは、自分以外の語りを聞くことで、自分の人生曲線への気付きもあり、とても意味のあるものだったのではないかと思います。また、私は震災で直接的な被害を被ったというわけではないのですが、そうした人こそ、震災を風化させるかどうかに深く関わっているのではないかと思います。今回のワークで、将来のこと、震災のことを再び考えるきっかけにもなって良かったです。

7 今後に向けて

当日は高校生から大学生、20代前半の若者16人が参加した。震災当時の年齢や住んでいた地域に差があることから、震災に対する考え方や捉え方に差があるようにプログラム全体を通して感じた。何より住んでいる地域によって同じく被災していても、その後の支援や将来への発展に影響していることが分かった。震災後、支援や大人たちとの出会いの場は、学校や家庭とは違う「第三の居場所」として機能していたと考えられる。学校や家族には言えない悩みは「第三の居場所」が受け皿となり、震災が関連する悩みも乗り越えてきたのだろう。プログラム内で実施した人生曲線にはその差が大きく現れていた。

今回実施したプログラムでは、参加者アンケートの満足度も高いことから、時間の経過はしているものの震災と向き合い、未来を語り合う居場所として一定の効果、役割を果たした。また時間が経過したからこそ、でてきた悩みを同世代で共有し語り合う良い機会となった。今回のとりくみは、新たな居場所のあり方として1つ大きなきっかけとなった。今後は今回できたつながりを支援しつつ、この居場所としての支援の輪を広げて行けたらと考えている。

(まとめ：三浦貴裕)





⑤ 第122回!! 8月7日開催の

かすかべ子ども食堂ひなた夏休み 報告

NPO 法人地域子ども共育ステーションハッピーサークルサイクル

かすかべ子ども食堂ひなた 猪狩 氷青

1 かすかべ子ども食堂ひなたについて

「かすかべ子ども食堂ひなた」（以下、「ひなた」という）は、シングルマザーの猪狩が子育てと仕事の両立の困難、さらにそんな親をサポートしてくれる場所が見つからないという苦しい経験から、『そうだ! なかったら私が作ろう! きっと同じ思いと悩みを抱えているシングル家庭の親は見えないだけで他にもたくさんいるはずだ!』と決心し、一生懸命働くお父さんお母さんを、そして子どもたちの居場所となる場所を作りたいと2016年に立ち上げられ、地域のボランティアや食材を持ち寄ってくれる人の協力を得て運営している。そして2015年10月よりさまざまな支援や協力を得て活動しようと「特定非営利活動法人 地域子ども共育ステーション HAPPY CIRCLE CYCLE」を立ち上げる。『子どもが好きだから子どものために何かをしたいという考え方ではなく、その先にいる親たちの力になりたいから』、『かすかべ食堂は子育てをしているすべての方のために』という気持ち・信念のもと、保護者のさまざまなワークライフバランスに合わせたサポート体制で、地域全体で協力し合い子どもに目一杯愛情を注ぎ、成長を見守る活動を行っている。ひなたは毎週水曜日に子ども食堂を開催しており、今では多い時に40人ほどが集まる地域のコミュニティの場となっている。これまで毎週水曜日に開催し、コロナ問題でいったん休止した2019年12月までで合計130回あまりの子ども食堂を開設してきた。

2020年2月には子ども食堂が開催できなくなったため（2月19日が最終回それまで合計144回実施）、その後は2回子どもたちと一緒に「子どもの人権連」から寄贈いただいた子ども用マスクとお菓子を地域で配布したりする活動をしている。今回の人権連の助成で行った活動は、2018年度に引き続き、子ども食堂に参加する子どもたちが主体として企画から事前準備、広報、当日の活動まで責任をもって行う子ども参加活動である。

【第122回!! 8月7日開催のかすかべ子ども食堂ひなた夏休み宿題サポート大作戦】

この日のために、子ども食堂に参加している小学生、中学生、高校生は、その企画と当日の運営についてみんなで1か月以上前から子ども食堂のたびに、準備の会を開催してきました。もちろんその日のお知らせのためのチラシもみんなで書きました。


2019年は「子どもの人権連」からもらった、子どもの権利カレンダー、クリアファイルや子どもの権利のパフレットなどで、事前に子どもの権利についてしっかり勉強しました。

特にこの企画は子どもたちが中心になって考えて、実施するものであるということを重点におき実践


しました。この活動も今年で3年目の開催となり子どもの権利を子どもたちは学んで、活動も主体的にできました。

8月7日の活動

さて、8月7日は68人の親子の参加があったため、

会場の都合で2グループに分けて行いました 


朝のスタートはひなた KBSさん恒例の体操、手品、腹話術でみんな沢山笑い、

ウォーミングアップしました  手品を練習してお手伝い&披露してくれた子に沢山の拍手




【午前の部】

宿題サポートは各自宿題を持参し、一生懸命とりくみました!!

読書感想文を終わらせてホッとした表情の子も 

宿題を終わらせた子や、未就学児は用意しておいたプリントや迷路を頑張りました 

「早く宿題をやらせてくれい!」とやる気みなぎる子も 


【お昼】

・ちらし寿司

・モスチキン

をみんなで美味しくいただきました


彩り綺麗なちらし寿司に感激し、モスチキンのいい匂いに子どもたちはワクワクしていました

みんなでお昼ご飯を食べるのも、いつもと違う雰囲気楽しかったです 

【午後の部】 工作

木をつかって自由に作るう!!


積み木のような小さい木から、大きい木材、模様も材質も違う木、

いろんな木と触れ合い好きなものを作りました 


おままごとセット、黒板、コマ、貯金箱、おうち、トカゲ…


子どもたちの発想と完成度に親たちは見てるだけで楽しかったです


特にコマ作りは、うまく回らなかったら自分で考え削ったり重さを足したりすることで

回った時の達成感がたまらなく嬉しそうでした 


「やっぱり木っていいな〜」とか「匂いが好き」とか、「また来年もやってほしいなあ」と

沢山の声聞こえてきました 

大工さんも優しく、子どもたちが安全に作れるようにサポートしていただきました 

木の温もりと職人さんのかっこよさに触れるいい機会でした 

何より子どもたちが主体となり一生懸命、積極的にとりくんでる姿はカッコいい 

そんな姿を見守れたことが嬉しいです 

<当日の感想>

●子ども達

やりたかった手品を教えてもらって、練習してみんなの前で披露できたのは嬉しかった。大成功だった。

わからなかった宿題をボランティアさんに教えてもらえたので、みんなで企画できて本当に良かった。

ちらしずしを自分で作りたかったので、経験させてくれてとても嬉しくておいしかった。

工作の宿題で、余った木を使って自分の考えで黒板や理想のおうちを作れて嬉しかった。お母さんがとても喜んでくれて沢山ほめてくれました。

木でトカゲを作るのは難しいと思ったが、挑戦出来て成功したので、来年はカマキリを作りたいです。

●お母さんから

日頃仕事で忙しく。夏休みの宿題をちゃんと見てあげる時間がなかったので、ひなたのお陰で息子が喜んで宿題をもって出かけていくのを見て、とても嬉しくて、大変助かりました。ぜひ続けて欲しいです。



Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2021.8~2021.11)

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

筆者が日々 Facebook にアップしている投稿のなかから、子どもの権利をめぐる国際的動向についての主なニュースを紹介していきます（一部、日本国内の動きについても取り上げます）。各項目の末尾に関連の投稿の日付を掲載していますので、詳しい情報は各投稿をご参照ください。筆者のアカウント名は Yuji Hirano (yujihirano.arc) です。

【2021年8月】

■ G20、「デジタル環境における子どもの保護とエンパワーメントのための原則を採択

8月5日にトリエステ（イタリア）で開催されたG20デジタル大臣会合が、「G20デジタル大臣宣言」の付属文書として「デジタル環境における子どもの保護とエンパワーメントのためのG20ハイレベル原則」を採択。OECD（経済協力開発機構）が2021年5月31日に採択した「デジタル環境における子どもに関する理事会勧告」を踏まえたもので、▽基本的価値観（子どもの最善の利益／子どもの権利の保護・尊重）、▽エンパワーメントとレジリエンス、▽比例性と人権尊重、▽適切性と包摂性などの原則を踏まえつつ、エビデンスに基づく政策を推進していくことを確認。（11月14日投稿）

■ フランスのデータ保護当局、オンラインでの子どもの保護増進のための勧告を発表

フランスのデータ保護当局であるCNIL（情報処理と自由に関する国家委員会）が、8月9日、オンラインでの子どもの保護を増進させるための勧告を発表。▽オンラインにおける保護を確保しながら、自律への子どものニーズおよび子どもの権利を考慮するこ

と、▽子どものプライバシーと最善の利益を尊重する枠組みのなかで、デジタル環境で支援を行なう親・教育者の基本的役割を明らかにすること、▽権利が尊重されるオンラインサービスを子どもたちに提供するため、オンラインサービスプロバイダーの認識を高めることを3つの軸とし、デジタル教育やペアレンタルコントロール（親による管理）のあり方など8項目について具体的勧告を行なっている。今回の勧告は、1000人の親および502人の子ども（10～17歳）を対象とする調査や子どもたちとのワークショップを踏まえてとりまとめられたもの。（12月10日投稿）

■ カナダ政府が初の若者白書を発表

国際青少年デー前日の8月11日に発表されたこの白書は、「カナダ若者政策」（2019年5月）に基づいて作成された最初のもの。「若者のために、若者とともに、若者によって」という副題のとおり、さまざまな背景／アイデンティティを有するカナダ全土の若者（13～36歳）1000人近くと協議したうえで、彼ら自身の言葉を用いながら作成された。（1）真実・和解、（2）環境・気候行動、（3）健康とウェルネス、（4）リーダーシップとインパクト、（5）雇用、（6）イノベーション、スキ

ルおよび学習の6分野について、現状の分析と政府等がとるべき対応についての勧告が掲げられている。白書は今後4年ごとに作成・発表される予定。(8月12日投稿)

■日本政府、子どもに対する暴力撲滅行動計画を策定

「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」(GPeVAC)の一環として日本政府が策定を進めてきた「子どもに対する暴力撲滅行動計画」が、8月19日、外務省のサイトで発表された。(1)虐待、(2)性的搾取等・性暴力、(3)いじめ、(4)学校・家庭等での体罰の4つを優先課題として位置づけ、現状と具体的なとりくみを掲げたもの。その他の分野として「スポーツにおける暴力」も取り上げられている。今後のとりくみや計画の見直しにおいて子どもたちの意見を考慮するよう努めることも表明。(8月19日・21日投稿)

■ユニセフ、気候危機に関する報告書を発表

ユニセフ(国連児童基金)が、『気候危機は子どもの権利の危機——子どもの気候危機リスク指数の紹介』と題する報告書を発表(8月20日)。▽2億4,000万人の子どもが沿岸洪水リスクにさらされていること、▽3億3,000万人の子どもが河川の洪水リスクにさらされていることなどの深刻な状況を明らかにし、緊急の対応を促した。(9月25日投稿)

■国連人権専門家、日本政府にLGBT差別に関して照会

国連人権理事会の委任を受けて活動している「性的指向およびジェンダー

アイデンティティに基づく暴力および差別からの保護に関する独立専門家」などの専門家が、日本政府に対し、性的指向やジェンダーアイデンティティに基づく差別からLGBTの人々を保護するための法律が存在しないことについて照会する共同書簡を送付(8月23日付)。日本政府は10月22日付で回答したものの、LGBTの人々を差別から保護するための現行法の枠組みについては明確に回答せず、関連の国際人権条約についても「誠実に遵守しています」などと抽象的に述べるに留まった。各人権条約機関の勧告への対応についても無回答。(9月7日・11月9日投稿)

■ドイツ政府、欧州評議会人権コミッショナーによる子どもの権利保障の強化要請に回答

ドイツ政府のクリスティーネ・ランプレヒト連邦家族問題・高齢市民・女性・若者担当相が、8月24日付の書簡で、欧州評議会人権コミッショナーから7月に送られていた書簡に回答。コミッショナーは、▽子どもの権利について定める基本法(憲法)改正が6月の議会で見送られこと、▽新型コロナ禍における学校ロックダウン措置がドイツでとりわけ厳格であったことなどを踏まえ、基本法で国連・子どもの権利条約と同等の保障が定められることを確保するよう促していた。これに対してランプレヒト担当相は、▽子どもの権利条約は連邦法と同等の位置づけを与えられており、条約を踏まえて連邦法の改正も行なわれてきたこと、▽子どもも基本法に掲げられたすべての基本権の主体であること、▽COVID-19対策においても子どもや若者に配慮するためのとりくみを行なっ

ていることなどを説明する一方、「今後、このような憲法改正を実行に移すためのさらなる努力が行なわれるものと確信しております。そして、私もそれを引き続き唱道してまいります」との意向を表明した。(9月13日投稿)

■国連人権機関、アフガニスタン情勢をめぐって女性や子どもの権利を守るよう要請

国連人権理事会は8月24日の特別会合で「アフガニスタンにおける人権の促進および保護の強化」に関する決議を採択し、女性、子ども、マイノリティをはじめとするすべての人の人権を尊重することなどを要請。国連・女性差別撤廃委員会と子どもの権利委員会も8月30日付で共同声明を発表し、タリバンと他のすべての当事者に対して、女性および子どもの生命の保護および人権の尊重のための措置をとるよう求めた。翌31日には、それぞれ「子どもと武力紛争」および「子どもに対する暴力」の問題を担当している2人の国連事務総長特別代表も共同声明を発表している。(9月1日投稿)

■WHO・ユニセフの欧州事務所が学校再開と安全確保措置の強化を呼びかけ

欧州諸国で9月から新しい学年が始まるにあたり、WHO（世界保健機関）欧州地域事務所とユニセフ欧州・中央アジア地域事務所が8月30日付で声明を発表。新型コロナウイルスのデルタ株が主流となるなかでも、安全確保措置を強化しながら学校を開き続けることを呼びかけた。安全確保措置としては、▽教職員をワクチン接種の優先対象とすること、▽重症化リスクの高い基礎疾患を有する12歳以上の子

もにワクチンを接種すること、▽教室の換気の改善、学級規模の縮小、物理的距離の確保、子どもおよび職員の定期的検査を通じた学校環境の改善などが挙げられている。(9月4日投稿)

【2021年9月】

■イングランドの子どもコミッショナー、児童生徒向け学校復帰ガイドを発表

3月に就任したイングランド（英国）の子どもコミッショナーが、9月3日、新年度の始まりにあたって学校復帰に関する子ども向けのガイドを発表。学校における最新の感染防止策について解説するとともに、自分の気持ちを書きこむページも設けたもの。(9月5日投稿)

■G7内務省会合、女性・女児に対する暴力などの防止に対するコミットメントを再確認

9月7～9日にロンドンで開催されたG7(先進7か国)内務・保安相会合で、日本を含む参加国が、女性・女児に対する暴力および子どもの性的搾取・虐待を防止するためのとりくみの強化に対するコミットメントを再確認。声明の付属文書「オンラインの搾取、暴力および人権侵害からの保護」には、▽女性・女児に対するオンラインの暴力に対処するための原則、▽子どもの性的搾取・虐待と闘うための行動計画が掲げられている。(9月11日投稿)

■国連・子どもの権利委員会、「子どもの権利と代替的養護」に関する一時的討議を開催

9月6日からジュネーブで第88会期を開いていた国連・子どもの権利委員会が、9月16～17日、「子どもの

権利と代替的養護」に関する一般的討議を開催。対面とオンライン方式のハイブリッド方式をとり、世界中から子ども・若者を含む多数の参加者があった。委員会は、今回の一般的討議に向けて18か国・25人のメンバーからなる子どもアドバイザーチーム（CAT）と若者アドバイザーチーム（YAT）をそれぞれ設置。これらの子ども・若者によって「調査グループ」も結成され、世界の子ども・若者の意識調査の結果が委員会に提出された。委員会は、討議の結果を踏まえて勧告をまとめる予定。（9月17日・18日投稿）

■イングランドの子どもコミッショナー、子どもを対象とした大規模調査の結果を発表

イングランド（英国）の子どもコミッショナーが、9月21日、イングランド全域の子どもたちを対象とした大規模調査の結果を発表。「ザ・ビッグ・アスク」と題されたこの調査は、3月に就任した同コミッショナーの最初の大規模プロジェクトとして、イングランドの子ども（4～17歳）を対象に4月19日～5月28日に実施されたもの。最終的に55万7,077人の子どもが回答した。同コミッショナーが設置した「子ども時代委員会」は、これらの声も踏まえて新型コロナ禍後の子ども施策のあり方を包括的に見直し、報告書を発表する予定。（9月28日投稿）

■アイルランド子どもオンブズマン、デジタルメディアを通じた子ども参加の推進に関する報告書を発表

アイルランド子どもオンブズマン事務所が、9月23日、『デジタルボイス：ソーシャル／デジタルメディアを通じた、意見を聴かれる子どもの権利の前

進』と題する報告書を発表。デジタルテクノロジーには市民的参加に対する子ども・若者の関心と関与を高め、子ども・若者の声が聴かれるよう支援できる可能性があることなどを指摘し、デジタル協議・参加のプロセスを子ども・若者と共同で立案していく重要性などを訴えるとともに、「子ども・若者のデジタル参加憲章」の策定をはじめとする、基盤整備のためのいくつかの方策を提唱。（12月12日投稿）

■国連・子どもの権利委員会の第88会期が終了

9月6日からジュネーブで開催されていた国連・子どもの権利委員会の第88会期が9月24日に終了。今回報告書を審査したチェコ共和国、エスワティニ、ポーランド、スイスについての総括所見を採択したほか、6件の個人通報について決定を行なった。そのうち5件は気候変動問題に関するもの（後述）。このほか、スイスについて、シリア出身の母子を経由国であるブルガリアに送還するという決定をめぐり、条約の多数の規定の違反が認定されている。（9月25日・12月20日投稿）

■国連・子どもの権利委員会、子どもの権利と環境に関する一般的意見の構想を発表

今回の一般的意見（26号）のテーマを「子どもの権利と環境（とくに気候変動に焦点を当てて）」に決定した国連・子どもの権利委員会が、9月24日、コンセプトノートを発表した。汚染や生物多様性の喪失を含む環境問題について全般的に取り上げたいうえで、気候変動危機について詳しく論ずることなどを表明。（9月25日投稿）

■韓国国家人権委員会、「虞犯少年」規定の削除などを勧告

韓国国家人権委員会が、9月30日、少年法に設けられている虞犯（ぐはん）少年の規定を削除して福祉的対応に切り替えていくことなどを法務部（法務省）長官に対して勧告。明らかな犯罪でなくとも非行の可能性を理由に少年に保護処分を課することができる「虞犯少年」規定は、非差別原則に反するのみならず、その事由も不明確であって法律留保原則および適法手続原則に違反する可能性があることなどを指摘し、国連・子どもの権利委員会からも規定の廃止を勧告されているを踏まえ、少年院への装置を含む保護処分に代わる措置を追求するよう促した。（12月13日投稿）

【2021年10月】

■ユニセフ、子どものメンタルヘルスについて特集した『世界子供白書2021』を発表

ユニセフは、子どもたちのメンタルヘルスの促進・保護・ケアをテーマとする『世界子供白書2021』を10月5日に発表。10代の若者7人に1人が精神的問題を抱えているなどの状況を概観したうえで、▽子ども・若者のメンタルヘルスのために緊急の投資を行なうこと、▽質の高いサービスと前向きな人間関係を通じて学校がメンタルヘルスをサポートできるようにすること、▽メンタルヘルスサービスにおいて子どもの権利を尊重することなどを訴えた。（10月5日投稿）

■ユネスコなど、世界教師デーに「教師を中心とした教育の復興を」と訴え

ユネスコ（国連教育科学文化機関）、ILO（国際労働機関）、ユニセフおよびEI（エデュケーション・インターナショナル）が推進する「世界教師デー」（10月5日）の今年のテーマは「教師を中心とした教育の復興を」。昨年の「教師：危機の先頭に立ち、未来を再創造する」に引き続き、新型コロナ禍からの教育復興に焦点が当てられた。各組織の代表が発表した共同声明では、「才能を発揮するために必要な訓練、職能開発、支援および労働条件によって教員をエンパワーすること、教員に発言権と意思決定に参加する空間を与えることの必要性などが強調されている。（11月12日投稿）

■WHO、子どもの体罰と公衆衛生に関する調査結果の概要を発表

WHOが、10月5日、子どもに対する暴力の解消に取り組む国際NGOとの共催で、「子どもの体罰と公衆衛生：調査研究で何がわかっているか？」と題するウェビナーを開催。あわせて、この間のさまざまな研究の結果を概観できる資料も公表した。さまざまな研究の結果、体罰には百害あって一利なしであるというのがその結論。WHOは、11月23日付で「体罰と健康」に関する新たなファクトシートも発表し、体罰は子どものさまざまな権利の侵害であって好ましくない結果をもたらす有害な行為であることをあらためて強調している。（10月23日・12月2日投稿）

■英国最高裁、スコットランド「子どもの権利条約編入法」の一部規定の無効を宣言

スコットランドで2021年3月16日に可決された「国連・子どもの権利条約（編入）（スコットランド）法案」の一部条項について英国政府からだされた異議を審理していた英国最高裁は、10月6日の判決で、法案の4つの規定がスコットランド議会の権限を逸脱していると認定。いずれも英国議会とスコットランド議会の権限の抵触をめぐる技術的問題だが、スコットランド議会は法案の修正案などの対応を余儀なくされる。（10月7日投稿）

■国連・子どもの権利委員会委員長、国連総会で活動について報告

国連・子どもの権利委員会の大谷美紀子委員長が、10月7日、国連総会で委員会の活動についての報告。新型コロナウイルス禍や気候変動問題を含むさまざまな問題についてのとらえを紹介するとともに、引き続き委員会への支援を訴えた。（10月10日投稿）

■健康的な環境に対する子どもの権利についてのASEAN原則が発表される

「ASEAN（東南アジア諸国連合）地域における安全、清潔、健康的かつ持続可能な環境に対する子どもの権利についての原則および政策指針」が10月7日付で公表された。ユニセフ・UNEP（国連環境計画）・OHCHR（国連人権高等弁務官事務所）の各地域事務所の努力でとりまとめられたもので、9つの一般原則を含む37の原則と、これらの原則を実践していくための政策指針が掲げられている（チャイルドフ

レンドリー版もあり）。政府間文書ではなく法的拘束力もないものの、今後の関連のとらえに大きな影響を及ぼすことが期待される。（11月7日・27日投稿）

■国連人権理事会、新型コロナ禍と若者の人権に関する決議を採択

国連人権理事会が、10月8日、「COVID-19パンデミックが若者に及ぼす人権関連の影響」に関する決議を採択（無投票）。とくに女兒・若年女性の状況に注意を払い、また若者にとっての教育・職業訓練の重要性および新型コロナ禍との闘いにおいて若者が果たしうる役割を強調しながら、▽「若者団体その他の関係者との包摂的で参加型の協議を通じて一貫した若者関連政策を実施する」こと、▽関連の対策において「若者による人権の享受を尊重するやり方がとられ、かつ若者の特有のニーズが包摂されることを確保する」ことなどを各国に求めている。関連して、欧州若者フォーラムが6月に発表した報告書『ロックダウンを超えて：若者に残る「パンデミックの傷跡」』なども参照。（12月16日・17日投稿）

■国連人権理事会、健康的な環境に対する権利が「人権」であることを宣言

国連人権理事会（第48会期）が、10月8日、「安全、清潔、健康的かつ持続可能な環境に対する人権」に関する決議を賛成43票・反対0票・棄権4票で採択。このような権利が普遍的な人権であることを確認した画期的な決議であるとして歓迎されているが、日本は中国、インド、ロシアとともに棄権した。あわせて「気候変動の文脈における人権の促進および保護に関す

る特別報告者」の任命に関する決議も採択されたが、日本はこれについても中国、エリトリア、インドとともに棄権している（他にロシアが反対）。（10月9日投稿）

■国連・子どもの権利委員会、気候変動に関する子どもたちからの通報に関する決定を発表

通報手続に関する子どもの権利条約の選択議定書に基づき、グレッタ・トゥンベリさん（スウェーデン）をはじめとする12か国の子ども16人がアルゼンチン、ブラジル、ドイツ、フランス、トルコの5か国を相手どって申し立てていた気候変動に関する通報について、委員会が決定を公開（10月11日）。国内救済措置が尽くされていないことなどを理由に受理不能として本案審査は行なわなかったものの、締約国は自国の炭素排出が国外の子どもの権利に及ぼす否定的影響について条約上の責任を問われうるという見解を明らかにした。委員会は、通報の申立人である子どもたちに決定の概要を説明する公開書簡も発表している。（10月11日・12日（1）（2）・15日・17日・18日投稿）

■国際ガールズデーにあたって2つの人権条約機関が共同声明を発表

10月11日の国際ガールズデーにあたり、国連・女性差別撤廃委員会と子どもの権利委員会が共同声明を発表。子どもの権利条約と女性差別撤廃条約で保障された女の子の権利が——とくに教育へのアクセス、児童婚・女性性器切除（FGM）等の有害慣行からの保護の面で——依然として十分に保障されておらず、新型コロナ禍の影響で状況がさらに悪化していることを指摘したうえで、とくに教育保障の重要性を

強調した。（10月19日投稿）

■国連事務総長室が国連システムにおける「子どもの権利の主流化」への意欲を表明

国連事務総長室が、10月19日、国連システム全体で子どもの権利を主流化していくことに向けたとりくみを強化していく方針を表明。グテーレス国連事務総長が9月10日に『私たちの共通の課題』というビジョンを表明したことを受けて国際NGOが送付していた、子どもの権利アプローチの適用などを求める書簡への返信で明らかにした。今後、「子どもの権利の主流化に関するガイダンスノート」を作成することが計画されている。（11月23日投稿）

■中国で「家庭教育促進法」が成立

10月23日、宿題等による子どもの学習負担と塾通い等による家庭の教育コストの両方を軽減する（「双减」政策）とともに、家庭における教育を充実することなどを定めた「家庭教育促進法」が中国で成立した。家庭教育への介入という側面も強く打ち出されており、懸念も表明されている。なお、この法律によって親・保護者が子どもに対して行なう「家庭暴力」も禁じられたものの、体罰が全面禁止されたと解せるかどうかは不明。（10月25日・29日投稿）

■オーストラリアの若者が同国の気候変動対策について国連人権専門家に申立て

先住民族の若者や障害のある若者を含むオーストラリアの若者5人（14～24歳）が、国連人権理事会によって任命された3人の特別報告者（人権と環

境／先住民族の権利／障害のある人の権利) に対し、オーストラリア政府の気候変動対策が不十分であるとして申立てを行なった(10月24日報道)。オーストラリア政府が定めた温室効果ガス削減目標(2030年までに2005年の水準の26～28%まで削減)は不十分であり、とくに先住民族の若者や障害のある若者を気候変動による深刻な危害のリスクにさらしていると主張している。(10月26日投稿)

■ノルウェーの小学生、市議会に「宿題のないまち」の実現を要求

ノルウェー放送協会(NRK)の子ども向けニュース番組が10月29日に放送したニュースによれば、ノルウェーのシェーエン市の学校に通う7年生(初等学校の最高学年)の子どもたちが、〈もっと多くの自由時間を〉〈なんで宿題出すの?〉などのプラカードを掲げて市内をデモし、同市を「宿題のないまち」とするよう市議会で求めた。現在ノルウェーで提案されている教育法改正により、学校は児童生徒に宿題を課すことができると明記される可能性が出ていることに反対の声をあげたもの。ノルウェー教育相は、改正教育法で宿題について言及するかどうかは現在のところ白紙だとコメントした。(11月10日投稿)

【2021年11月】

■ユニセフ、気候変動計画における子どもへの配慮は世界的に不十分と指摘

11月1～12日にグラスゴー(英国)で開催されたCOP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)にあわせ、ユニセフは世界103か国の気候変動対応計画(NDCs＝各国が決定する貢献)

に関する調査結果を11月2日に発表。それによれば、子どもに配慮しているとみなされる計画は35(約3分の1)にすぎず、計画の策定に子どもが参加したと回答した国はわずか12%にすぎなかった。ユニセフは、今後の対応として、▽子ども・若者のエンパワーメント、▽子どもに配慮した気候行動の実施の強化・支援などの必要性を指摘。(11月7日投稿)

■イタリアの開発・人道援助団体が女性と子どもの包摂状況に関するランキングを発表

イタリアに本部を置く開発・人道援助団体WeWorldが、11月9日、世界の女性と子どもの状況を指数化したWeWorld Indexの2021年版を発表。世界172か国で子どもと女性がどの程度包摂されているかを37の指標に基づいて分析し、ランク付けしたもの。包摂の度合いが「優良」と判断された上位10か国はアイスランド、ニュージーランド、スウェーデン、スイス、フィンランド、ノルウェー、デンマーク、オランダ、オーストリア、ベルギー。日本は25位で、包摂の度合いが「十分」な国に含まれた。(12月18日投稿)

■グレタ・トゥンベリさんらが国連事務総長に「気候緊急事態」の宣言を要請

スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリさんを含む14人の若者が、アントニオ・グテーレス国連事務総長に対し、レベル3(L3)の「気候緊急事態」を宣言して国連全体でとりくみを強化するよう求める要請書を提出することが判明(11月10日報道)。L3緊急事態は最近では新型コロナ禍との関連で2020年4月17日～2021年1

月 17 日にかけて宣言されており、少なくともそれと同様の真剣な対応を国連に求めるもの。(11 月 11 日投稿)

■ニュージーランドの子どもコミッション事務所、いじめ防止に関する報告書を発表

ニュージーランドの子どもコミッション事務所が、11 月 16 日、教育省とともに作成したいじめ防止に関する報告書『私たちが好きな学校』を発表。“いじめを解決するにはどうすればよいか”という視点ではなく、どうすればすべての子どもにとって安全で包摂的な学校／クラをつくることができるかという観点から検討を進めた結果、▽ポジティブかつ包摂的で安全な環境づくりに努めること、▽すべての生徒が受け入れられ、尊重され、つながっており、参加で来ていて、エンパワーされていると感じられるような学校づくりを進めることこそ、いじめの効果的な防止につながるとの結論に達した。(12 月 23 日投稿)

■国際 NGO、乳幼児期の体罰をなくすことの重要性を指摘

子どもに対する体罰や暴力をなくすためのとりくみを進めている国際 NGO (End Violence Against Children / End Corporal Punishment) が、11 月 17 日、乳幼児期発達アクションネットワーク (ECDAN) とともに、「乳幼児期の体罰に終止符を：すべての乳幼児の不可欠な権利とニーズ」と題する資料を発表。5 歳未満の子どもの 4 人に 3 人が罰として叩かれたり物で打たれたりしているという研究成果などを踏まえ、乳幼児期における体罰の悪影響、それをなくしていくために必要な措置などについて解説している。(11 月 26 日投稿)

■ユニセフ、世界子どもの日にあたり世界の子ども・若者の意識調査の結果を発表

「世界子どもの日」を前に、ユニセフが、ギャラップ社と共同で実施した大規模国際調査の結果を 11 月 18 日に発表。世界の子ども・若者 (15～24 歳) は全体として高い地球市民意識を持っており、気候変動対策や差別撤廃のためのとりくみの強化など、世界をよりよい場所にしたいと考えていることがわかった。「政治家が子どもの声に耳を傾けることは非常に重要である」と考えている子ども・若者の割合は全体で約 58% にのぼり、年長世代 (40 歳以上) でも全体の過半数 (53%) が子ども・若者と同様に考えていることも判明。日本の子ども・若者もおおむね同様の傾向にあるが、▽いまの子どもたちが大人になったときに親世代より経済状況がよくなっていると考えている子ども・若者の割合は 28% で 21 か国中最低、▽自分が (地域や国よりも) 世界の一員であると考えている子ども・若者の割合が低いこと (調査対象国のうち下から 5 番目) など、気になる結果も出ている。(12 月 11 日投稿)

■韓国政府が「肯定養育」(ポジティブ・ペアレンティング) の推進を宣言

韓国の文在寅 (ムン・ジェイン) 大統領が、同国で「児童虐待予防の日」とされている 11 月 19 日にメッセージを発表。翌 20 日が韓国の子どもの権利条約批准 30 年の記念日であることにも触れつつ、政府として「肯定養育 129 原則」を推進していくことを宣言した。「肯定養育」とは「ポジティブ・ペアレンティング」を指し、「129 原則」とはこれを推進していくための 1 つの

前提、2つの原理、9つの実践方法を意味する。(11月21日投稿)

■国連・子どもの権利委員会、世界子どもの日にビデオメッセージを発表

国連・子どもの権利委員会が、「世界子どもの日」の前日にあたる11月19日、子どもたちに向けたビデオメッセージを発表。大谷委員長と2人の委員が登場し、委員会の活動を説明するとともに、とくに自国の報告書が審査される際、委員会に積極的に意見を寄せてくれるよう奨励するもの。委員会は同日、気候変動問題（後述）と紛争下の性暴力に関する2つの共同声明も発表している。(11月20日投稿)

■英国の子ども・若者担当大臣が世界子どもの日にあたり子どもたちへのメッセージを発表

英国教育省のウィル・キンス政務次官（子ども・若者担当大臣）が、「世界子どもの日」の前日にあたる11月19日付で、SNSに子ども・若者向けの書簡を掲載。2022年夏に国連・子どもの権利委員会へ提出予定の報告書などについて説明するとともに、子どもたちの意見を聴くことへの意欲を表明したもの。英教育省は、この報告書に子どもたちの声を反映させるため、18歳未満の子どもを対象とする子どもの権利条約についての意識調査も、11月20日から開始した。(11月28日・30日投稿)

■スコットランド政府、子どもの権利に関する3年間のとりくみについての報告書と今後の行動計画を発表

スコットランド政府（英国）が、11月19日、「スコットランドにおける子どもの人権の前進」と題する報告書を

発表。2014年子ども・若者（スコットランド）法に基づいて3年ごとに議会に提出することが求められているもので、2018～2021年を対象とする今回の報告書では新型コロナ禍と子どもの権利の問題も取り上げている。あわせて今後3年間（2021～2024年）の行動計画も発表し、▽国連・子どもの権利条約を、実際的に可能なかぎり早期に（スコットランド法に）編入すること、▽スコットランドのすべての子どもが自分の権利を知り、理解できるようにすること、▽スコットランドのすべての子どもが、子どもの権利を一貫して擁護する公的サービスを経験できるようにすること、▽子どもの権利革命をもたらすような、スコットランド社会における根本的な文化転換を生じさせることの4つを主要な目標に掲げた。今後、このような方針に基づいて新たな「子どもの権利計画」を策定する予定。(12月5日・6日投稿)

■国連・子どもの権利委員会、気候変動と子どもの権利に関する共同声明を発表

国連・子どもの権利委員会が、11月19日、「子どもの環境権イニシアティブ」(CERI) および「人道行動における子どもの保護のための連合」と共同で「気候行動における子どもたちの中心性」と題する声明を発表。8月20日に発表されたユニセフの報告書などを踏まえ、子どもの権利条約の締約国に対し、▽気候変動・気候正義に関連するすべての行動の不可欠な一環として、子どもたちとその権利が守られるようにすること、▽子ども・若者が情報にアクセスでき、かつ意味のある参加に対する権利を持てるようにすることにより、子ども・若者の意見表明と

関与を強化することなどを求めた。(11月22日投稿)

■韓国国家人権委員会、校則のあり方などについて複数の勧告を発表

韓国国家人権委員会が、11月23日、ソウル市内の中学校・高校で生徒の頭髪や服装が過度に制限されているとして、見直しを勧告。学校によっては生徒の染髪やパーマを全面的に制限し、すべてのアクセサリーの着用を禁止しているところもあるとして、市内31校の校長に対して校則改正を促した。こうした規則は、憲法第10条（幸福追求権）で保障された個性を表現する権利、一般的な行動自由権、自己決定権などの基本権を、教育目的のために必要な程度を超えて制限するものであるというのがその理由。ソウル特別市教育監に対しても、管轄下にある学校の容姿制限に関する実態を点検し、学生の基本権を過度に制限している場合には関連規則の改正を求めるよう勧告した。

韓国国家人権委員会は、このほか、特定の高校を対象として、▽校内における携帯電話の全面使用禁止についての勧告(11月3日)、▽校内における生徒の表現(校門や校内掲示板への掲示)の自由についての勧告(11月18日)も行なっている。(12月14日投稿)

■欧州評議会の専門家グループ、女性に対するオンラインの暴力に関する一般的勧告を採択

欧州評議会が、11月25日の「女性に対する暴力撤廃の国際デー」を前に、「女性に対する暴力のデジタルな側面についての一般的勧告1号」を公表(11月24日)。イスタンブール条約(女性に対する暴力およびドメスティックバ

イオレンスの防止およびこれとの闘いに関する条約、2011年)の実施状況を監督している専門家グループ(GREVIO)が10月20日に採択していたもの。とくに▽オンラインのセクシュアルハラスメント(同意のない性的画像・動画のシェア、盗撮、性的なメッセージや画像を送りつける行為、性的ないじめなどを含む)、▽オンラインの/テクノロジーによって助長されるストーカー行為、▽心理的暴力を取り上げ、防止・保護・訴追・政策調整の4分野にわたって具体的勧告を行なっている。(11月25日投稿)

■ウェールズ政府、子どもの権利アプローチ実践のための政府関係者向けマニュアルを作成

ウェールズ政府(英国)が、11月25日、『ウェールズ政府内に子どもの権利をしっかりと根づかせる：職員支援マニュアル』を刊行。2011年子どもおよび若者の権利(ウェールズ)法などの法律に基づき、政策立案にあたって政府職員が子どもの権利アプローチを実践するための指針を示したものの。子どもの権利アプローチについて解説するとともに、とくに「子どもの権利影響評価」の進め方について詳しく説明している。(12月8日投稿)

■ユニセフなどが虐待防止のための子育て支援を各国に呼びかけ

ユニセフ、WHOおよび子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表が、11月30日、「虐待・ネグレクト防止のためのユニバーサルな子育て支援：各国政府への政策提言」と題するオンラインイベントを開催(共催：国連日本政府代表部・国連ジャマイカ政府代表部)。あわせて4ページの政

策提言も発表し、非暴力的なしつけのあり方に関する啓発などを含む最低限の子育て支援介入パッケージをすべての親に提供するよう、各国に呼びかけた。(12月1日投稿)

■カナダの子ども・若者、選挙権年齢の引き下げを求める裁判を提起

カナダ全土の子ども・若者13人(12~18歳)が、11月30日、連邦選挙における選挙権年齢(現行18歳)の引き下げを求める訴訟をオンタリオ最高司法裁判所に提起。連邦選挙における投票年齢を18歳と定めているカナダ選挙法の規定について、自由および権利に関するカナダ憲章(1982年憲法第1章)の第3条(選挙権)・第15条(法の下での平等/年齢を含む諸事由による差別の禁止)に違反して違憲だと主張している。(12月9日投稿)



Information

婚外子差別に No! 電話相談：2022

TEL 042-527-7870

21世紀の今日、多様な生き方多様な家族形態の尊重が問われています。しかし未だに親の婚姻の有無で、子どもを「嫡出子・嫡出でない子」と区別し、出生届や戸籍の続柄等で差別する法制度が維持されています。非婚で子どもを産んだ母親もその子どもも何ら差別を受けるいわれはありません。差別する側や差別法制度を維持する国が問われるべきものです。

国連子どもの権利委員会日本審査では、委員から「相続権について同じにしたのですから、嫡出でない子という言葉全てをなくし、関連の法的条項をその方向で変えていただきたい。「嫡出でない子」等という言葉はもはや存在しないのではないですか。日本だけです。そんな概念があるのは。」と指摘されました。

国連人権条約各後委員会からは、婚外子差別法制度の撤廃が繰り返し勧告されています。私たちもはや婚外子差別法制度は不要と廃止に求めています。「婚外子差別に No! 電話相談」に取組んで丸10年になります。わからないこと、差別を受けたこと等ぜひお聞かせください。お電話お待ちしております!

2022

1月6日/2月3日/3月3日/4月7日
5月5日/6月2日/7月7日/8月4日
9月1日/10月6日/11月3日/12月1日

◆毎月第1木曜日 午後2時~8時
＜電話相談は無料です＞

*電話通話料のみご負担ください。

- ◆主催 / なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
- ◆問合せ / Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp
- ◆取次先 / FAX&電話 0422-90-3698 (留守電対応)

*私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求めてこの30年余運動してきた市民グループです。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.170

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2022年1月25日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円